

(1) 子供家庭への支援

地域のつながりの希薄化などにより、地域や家庭の子育て力が低下しています。また、保育所に子供を預けたいと希望しながら預けられない状況や、仕事と子育てを両立できる環境の整備が必ずしも十分でないこと等から、子供が欲しいという希望が叶えにくくなっています。

東京都は、令和2年3月に策定した「東京都子供・子育て支援総合計画（第2期）」に基づき、子供・子育て支援の多様な施策を展開していきます。

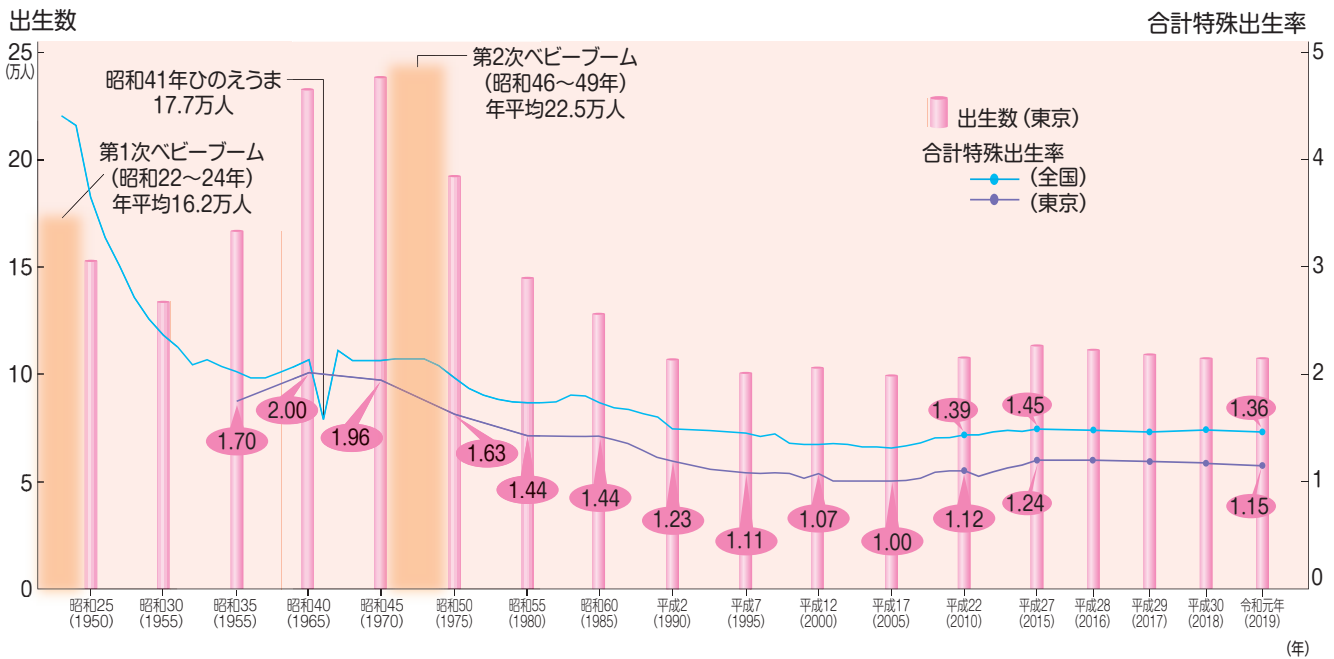
子供と家庭の現状

進む少子化

都内の児童（18歳未満）数は令和2年1月1日現在、約186万人で、都民全体の約14.1%です。出生数は101,818人（令和元年）で、昭和40年代の第2次

ベビーブーム時の約半数と少なくなっています。また、合計特殊出生率は、1.15（令和元年）で前年より低下し、全国最低の水準です。

■ 出生数（東京都）と合計特殊出生率の推移

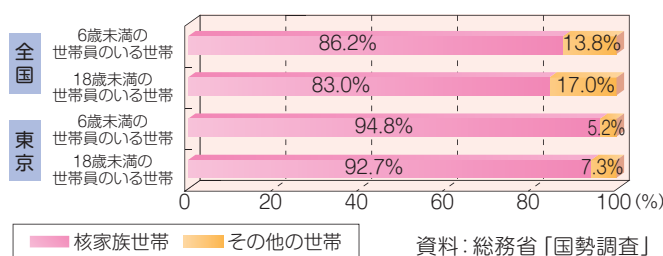


(注) 合計特殊出生率：15歳から49歳までの女性の年齢別出生率の合計で、1人の女性が一生の間に生む子供の平均の数を表します。資料：厚生労働省「人口動態統計」

働く女性の増加と家族類型

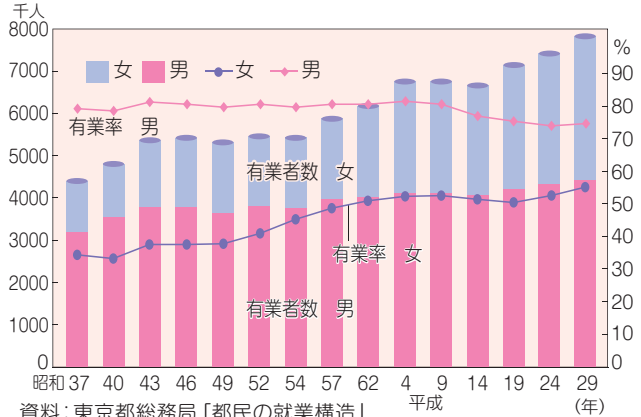
働く女性が増えています。家族類型については、核家族が主流になっています。

■ 子供のいる世帯の家族類型 (全国、東京都 平成27年)



資料：総務省「国勢調査」

■ 有業者数と有業率の推移

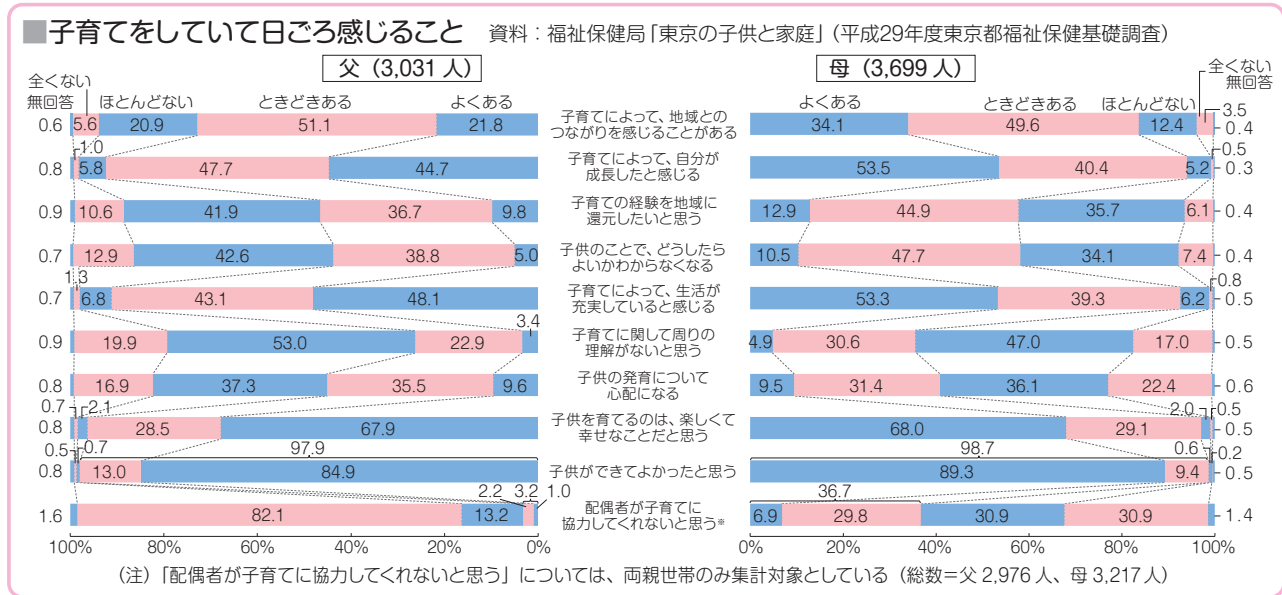


資料：東京都総務局「都民の就業構造」

子供家庭への支援

子育てをしていて日ごろ感じること

親は子育てに喜びを感じる一方、負担を感じることもあります。



東京都子供・子育て支援総合計画

「東京都子供・子育て支援総合計画」は、東京都における子供・子育てに関する総合計画であり、子ども・子育て支援法に基づく「子ども・子育て支援事業支援計画」と、次世代育成支援対策推進法に基づく「都道府県行動計画」と、子どもの貧困対策法に基づく「都道府県子どもの貧困対策計画」とを一体的に策定しています。

第2期の計画期間は、令和2年度から6年度までの5年間です。

計画の理念

- 1 全ての子供たちが個性や創造力を伸ばし、社会の一員として自立する環境を整備・充実する。
- 2 安心して子供を産み育て、子育ての喜びを実感できる社会を実現する。
- 3 社会全体で、子供と子育て家庭を支援する。

目標と取組内容

目標1 地域における妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援の仕組みづくり

◆子供や家庭がニーズに合ったサービスを利用できるよう、地域における子供・子育て支援の実施主体である区市町村を支援し、妊娠・出産・子育てを通じて切れ目なく支援する体制を整備します。

目標2 乳幼児期における教育・保育の充実

◆乳幼児期の重要性や特性を踏まえた質の高い多様な教育・保育が確保され、地域の子育て家庭の期待に応えられるよう必要な支援を行います。

目標3 子供の成長段階に応じた支援の充実

◆次代を担う子供たちが、自ら学び考え行動する力を身に付けるとともに、社会の一員としての自覚を持ち、自立に向けた準備を整えられる仕組みづくりに取り組みます。また、次代を担う若者の就業促進や自立支援、小学生の放課後等の居場所づくりを進めていきます。

目標4 特に支援を必要とする子供や家庭への支援の充実

◆様々な環境のもとで育つ子供一人ひとりが夢や希望を持つことができるよう、子供の最善の利益を念頭に子供や保護者の置かれた状況や心身の状態を的確に把握した上で、特に支援を要する子供や家庭に対する支援を総合的に進めていきます。

目標5 次代を担う子供たちを健やかに育む基盤の整備

◆家庭生活と仕事の調和（ライフ・ワーク・バランス）が実現した社会を目指すため、性別にかかわらず育児休業等取得しやすい職場環境づくりや、子育てと仕事を両立できる雇用環境を整備します。また、安心して暮らせる住環境の確保や、交通事故等を防ぐための取組を行います。さらに、社会全体で子供・子育てを応援する機運を醸成します。

保育サービス

依然として高い保育ニーズや病児保育などの多様なニーズに対応するため保育サービスの拡充に取り組む区市町村や事業者を支援し、量と質の拡充を図ります。
(福祉保健局少子社会対策部保育支援課)

【保育サービスの拡充】 (整備促進)

施設整備等促進の取組

国による施設整備費補助に加え、区市町村や事業者の更なる負担軽減を図る補助や、賃貸物件を活用して施設を新たに整備する場合の家賃補助など、都独自の様々な支援策を実施しています。

保育所等用地確保の取組

保育所等用地の確保を支援することにより、整備促進を図るため、所有地の減額貸付を行うほか、国有地や民有地を対象に、借地料補助や、定期借地権を活用した場合の一時金補助などの支援策を実施しています。

とうきょう保育ほうれんそう

保育事業者等が所有地を活用して保育所の開設を希望する場合など、所有地に関する照会や活用の提案などを受け付けています。

HP <https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kodomo/sodan/tokyohoikuhourennsou.html>
(福祉保健局総務部契約管財課)

(様々な保育サービス)

地域の実情に応じ、認可保育所、認証保育所、認定こども園など、多様な保育サービスを組み合わせ、拡充に取り組む区市町村を支援しています。

認可保育所

保育を必要とする就学前児童に対する保育を行う、児童福祉法に定める児童福祉施設です。令和2年4月1日現在、都内に3,325か所(定員303,093人)設置されています。

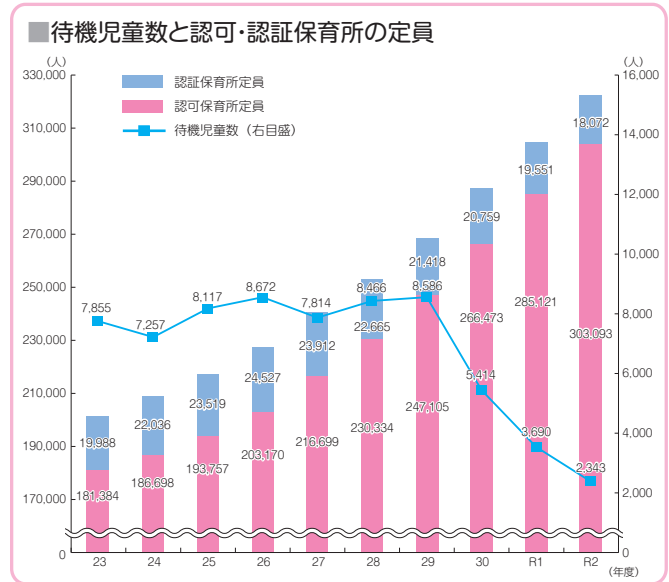
認証保育所

東京の保育ニーズに対応するため、大都市の特性に着目した都独自の基準により設置・運営する保育施設です。

令和2年4月1日現在、537か所(A型475か所・B型62か所)が設置されています。

夜間帯保育事業

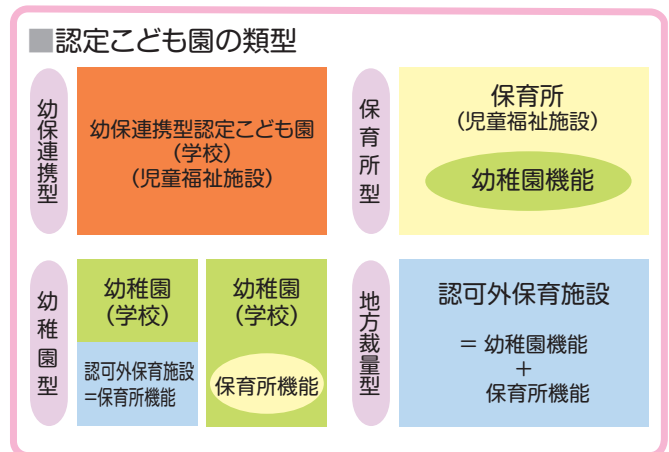
都民が安心して利用できる夜間帯(22時から翌7時まで)及び休日の保育を提供するため、深夜帯の保育や24時間保育に取り組む認証保育所を支援します。



支援
子供家庭への

認定こども園

認定こども園制度とは、①就学前の子供を、保護者の就労の有無にかかわらず受け入れ、幼児教育・保育を一体的に提供する機能と②地域における子育て支援を行う機能を持つ施設を都道府県等が認可又は認定する制度です。令和2年4月1日現在、都内に155か所が設置されています。



○施設の類型

・幼保連携型

幼保連携型認定こども園は、子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、学校及び児童福祉施設の位置付けをもつ単一の認可施設となりました。

幼保連携型以外の認定こども園は、既存の認可幼稚園や認可保育所等がお互いの機能を付加することにより、認定を受ける制度であり、構成する施設により、大きく以下の3つの形態(類型)に分かれます。

・幼稚園型

認可幼稚園が、保育を必要とする子供の保育時間を確

保するなど、保育所的な機能を備えて認定こども園としての機能を果たす類型

・保育所型

認可保育所が、保育を必要とする子供以外の子供も受け入れるなど、幼稚園的な機能を備えて認定こども園としての機能を果たす類型

・地方裁量型

認可幼稚園・認可保育所いずれの認可もない地域の教育・保育施設が、認定こども園として必要な機能を果たす類型

家庭的保育事業

家庭的保育者（保育を必要とする乳児・幼児の保育を行う者として区市町村が適当と認める者）が、その居宅等で、利用定員を5人以下として保育を行う事業です。東京都が独自に支援する事業と区市町村認可事業があります。

小規模保育事業

定員6人以上19人以下の小規模保育施設で、保育を必要とする乳児・幼児に対し保育を行う、区市町村の認可事業です。

居宅訪問型保育事業

家庭的保育者が、保育を必要とする乳児・幼児の居宅において保育を行う、区市町村の認可事業です。

事業所内保育事業

事業主が、保育を必要とする従業員の児童及び地域の児童のために、自ら又は委託により保育を行う、区市町村の認可事業です。

一時預かり事業

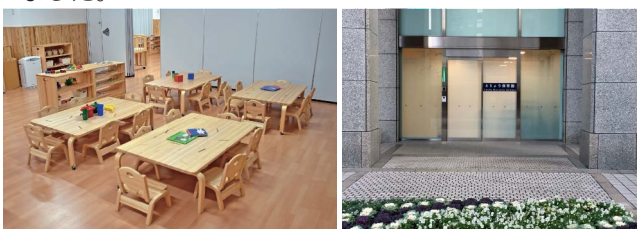
保護者の疾病や育児疲れ等により、緊急・一時的に保育を必要とする場合、保育所等において児童を一時的に預かる事業です。

定期利用保育事業

パートタイム労働者や育児短時間労働者等に対応し、一時預かり事業等のスペースを活用するなどして、児童を一定程度継続的に保育する都独自の保育サービスです。

とちょう保育園

都では、民間事業者等における地域に開放した事業所内保育所の設置を促進し、待機児童解消を進めるためのシンボリックな取組として、平成28年10月1日、東京都議会議事堂1階に「とちょう保育園」を開設しました。



緊急1歳児受入事業

認可保育所の空き定員や余裕スペースを活用し、1歳児を緊急的に受け入れる事業です。

認証保育所1歳児受入促進事業

認証保育所の空き定員や余裕スペースを活用し、1歳児の受入れを促進する事業です。

【多様な保育ニーズへの対応等】

延長保育

保育認定を受けた子供に対し、通常の利用日及び利用時間以外に、保育所等で保育を行う取組です。

病児保育事業

病中又は病気の回復期にある児童に対し、保育所・医療機関等に付設された専用スペース等において保育及び看護ケアを行う事業です。

医療的ケア児に対する支援

医療的ケア児の保育ニーズに応えられるよう、保育所等に看護師を配置するなど体制を整備する区市町村を支援します。

送迎保育ステーション事業

自宅から遠距離にある保育所等でも通所を可能にするため、利便性の良い場所に送迎ステーションを設置し、送迎バス等により児童を送迎する事業です。

保育所等における 要支援児童等対応推進事業

新規

要支援児童等への対応や関係機関との連携を強化するため、基幹保育所に地域連携推進員を配置し、管内の保育所等への巡回支援を実施するなど体制を整備する区市町村を支援します。

認可外保育施設利用支援事業

認可外保育施設を利用する保護者の負担軽減を図るため、利用料の一部を補助する区市町村を支援し、地域の実情に応じた保育サービスの整備促進及び質の向上を図ります。

また、子供を2人以上持ちたいと願う保護者が、安心して子供を産み育てられるよう、多子世帯に対し、認可外保育施設の利用料の負担軽減を図る区市町村を支援します。

保育所等利用多子世帯負担軽減事業

子供を2人以上持ちたいと願う保護者が、安心して子供を産み育てられるよう、多子世帯に対し、保育所等の利用料の負担軽減を図る区市町村を支援します。

ベビーシッター利用支援事業

待機児童の保護者、育児休業を1年間取得し復職した保護者及び一時的に保育を必要とする保護者が、認可外のベビーシッターを利用する場合の利用料等の一部を区市町村と連携して助成するとともに、保育の質向上に取り組む事業者を支援します。

子供主体の保育普及促進事業 新規

自然環境を活用した保育等の実践に係る保育者向け研修やセミナーの開催、アドバイザー派遣等により保育所等における子供を中心とした保育実践の普及促進を図る。

【保育人材の確保】 保育人材確保事業

保育サービスを支える人材を確保するため、東京都保育人材・保育所支援センターに保育人材コーディネーターを配置し、各種相談業務を実施するほか、保育士有資格者等を対象にした就職支援研修、都内の高校生を対象にした保育施設での職場体験、保育事業者を対象にした経営管理研修等を実施します。

保育従事職員資格取得支援事業

保育従事職員が保育士資格を取得する際に要する経費の一部を補助する区市町村を支援し、保育人材の確保を図ります。

保育士修学資金貸付等事業

以下の貸付事業により、保育人材の確保に取り組んでいます。

○保育士修学資金貸付事業

指定保育士養成施設に在学し、保育士資格の取得を目指す学生に対して修学資金の貸付けを行います。

○保育補助者雇上支援事業

保育士の労働環境改善等に取り組む事業者に対して、保育補助者の雇用経費の貸付けを行います。

○未就学児をもつ潜在保育士に対する

保育所復帰支援事業

潜在保育士が保育所等への復帰に当たり、自身の子供を保育所等へ入所させた場合、保育料の一部の貸付けを行います。

○潜在保育士の再就職支援事業

潜在保育士が保育士として保育所等に勤務した場合に、就職準備金の貸付けを行います。

○未就学児をもつ保育士の子供の預かり支援事業利用 料金の一部貸付け

未就学児を持つ保育士について、勤務時間により子供の預け先がない場合があることから、ベビーシッター等の利用料金の一部について貸付けを行います。

保育人材確保支援事業

保育の受け皿の拡大に伴い必要となる保育人材を確保するため、区市町村が行う保育人材の確保・定着に関する取組に要する費用の一部を補助します。

地域における保育力アップ推進事業

保育の質の確保・向上を図るため、保育所間交流や園長会における意見交換等、地域交流の推進に取り組む区市町村を支援します。

保育従事職員宿舍借り上げ支援事業

保育従事職員用の宿舍の借上げを行う事業者に対し

て、経費の一部を補助する区市町村を支援し、保育人材の確保・定着・離職防止を図ります。

保育士等キャリアアップ研修

保育現場におけるリーダー的職員を育成するため、国のガイドラインに基づいて、専門分野別研修やマネジメント研修を実施しています。

保育士等キャリアアップ補助

保育士等が保育の専門性を高めながら、やりがいを持って働くことができるよう、保育士等のキャリアアップに取り組む事業者を支援し、保育士の確保・定着を図ります。

地域における保育人材就労サポート事業

保育士の負担軽減を目的として、保育所等において保育補助者や保育に係る周辺業務に従事する人材を確保するため、就労に当たって必要となる知識の付与や就職のサポート等に取り組む区市町村を支援します。

保育体制強化事業

認可保育所等において、保育士資格を有しない者を保育に係る周辺業務や園外活動時の見守り等に活用することで保育士の負担を軽減し、保育士の定着や児童の安全確保を図ります。

保育所等デジタル化推進事業

書類作成等の業務を支援するシステムを導入するなど、保育所等におけるデジタル化を推進することで、保育士の負担を軽減し、保育士の就業継続及び離職防止を図ります。

【その他】

認可外保育施設に対する指導監督

認可外保育施設に対し事前指導や研修、立入調査などを実施しています。また、立入調査結果や施設を選ぶ際の留意点などについて、ホームページで公表しています。

HP <https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kodomo/hoiku/ninkagai/index.html>

○認可外保育施設に対する巡回指導体制強化事業

認可外保育施設における事故防止、安全対策の強化のため、施設の巡回指導等を行っています。

子供・子育てに関する施設等情報サイトの運用

出産を控えた方、就学前のお子様がいる方などが、PC やスマートフォンで、ご自宅や最寄駅を中心に地図上で保育所や幼稚園などを検索して、情報を閲覧することができるサイトを運用しています。

HP [とうきょう子供・子育て施設ポータルこぼる](https://www.kopol.metro.tokyo.jp)
<https://www.kopol.metro.tokyo.jp>



子育て支援・子育てにやさしい環境づくり・健全育成

全ての子供と家庭が必要なときに身近な地域でサービスを受けられるよう、サービスの質と量の充実、相談機能の強化に取り組んでいます。

【子育て支援】

利用者支援事業

子供、保護者、妊娠中の方等が、教育・保育・保健施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な場所で情報提供を行い、必要に応じ相談・助言等を実施する区市町村を支援します。

(福祉保健局少子社会対策部計画課)

子育て支援員研修事業

地域において保育や子育て支援等の仕事に関心を持ち、各事業等に従事することを希望する方に対し、「子育て支援員」として認定するための研修を実施します。

(福祉保健局少子社会対策部計画課)

子育て支援人材発掘！ とうきょうチルミルプロジェクト

東京の子育てを支え、見守る全ての人々を「とうきょうチルミル」と総称し、広く都民に周知することにより、子育てを応援する機運の醸成を図るとともに、子育て支援を担う人材の確保を促進します。

(福祉保健局少子社会対策部計画課)

在宅サービスの充実

各区市町村が、子供家庭支援センターなどにおいて次の事業を実施しています。

○ショートステイ（短期入所生活援助事業）

出産・冠婚葬祭及び育児不安などの理由により、一時的に子供を養育することが困難な場合に、児童福祉施設などで短期間子供を預かります。

ショートステイの利用枠確保と協力家庭の活用に対する支援を充実し、利用者ニーズに応じた体制を整備する区市町村を支援します。

(福祉保健局少子社会対策部家庭支援課)

○トワイライトステイ（夜間養護等事業）

保護者が仕事などで恒常的に帰宅が遅い場合や休日不在の場合などに、児童福祉施設などで平日の夜間又は休日に子供を預かります。

(福祉保健局少子社会対策部家庭支援課)

○乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの全ての乳児のいる家庭を訪問し、悩みを聴き、子育て支援に関する情報提供を行い、必要に応じてサービス提供に結び付けます。

(福祉保健局少子社会対策部家庭支援課)

○養育支援訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業等により把握した、養育支援が必要と思われる家庭に対して、育児相談や簡単な家事援助（育児支援ヘルパーの派遣）を行います。

(福祉保健局少子社会対策部家庭支援課)

○子供食堂推進事業

子供食堂の安定的な実施環境を整備することにより、地域に根ざした活動を支援するとともに、子供食堂の開催に加え、配食や宅食を通じて家庭の生活状況を把握し、必要な支援につなげる子供食堂の取組を支援します。

子育て援助活動支援事業 （ファミリー・サポート・センター事業）

地域の中で子育てを援助したい人と子育てを援助してもらいたい人が会員となって、子供の預かりや送迎をはじめとする、個人のニーズに合わせた様々な子育て支援を行う相互援助活動です。

◇53区市町村で実施（令和2年11月末現在）

(福祉保健局少子社会対策部家庭支援課)

子供の居場所創設事業

子供たちが気軽に立ち寄れる地域の「居場所」を創り、学習支援や食事の提供をはじめとした生活支援、保護者に対する養育支援を実施し、子供や保護者に対して包括的に支援を行います。

(福祉保健局少子社会対策部家庭支援課)

子育て家庭に対するアウトリーチ型の 食事支援事業

食事の調理を行うヘルパーやボランティアを子育て家庭に派遣することで、適切な支援につなげ、子供の健やかな成長を支援します。

(福祉保健局少子社会対策部家庭支援課)

予防的支援推進とうきょうモデル事業 **新規**

区市町村の予防的支援チームが、地域から孤立しがちな家庭を訪問し関係機関と連携した支援を継続的に実施するとともに、アドバイザーによるチームへの助言や予防的支援の実践マニュアル作成などを行うモデル事業により、虐待の未然防止に向けた予防的支援の方法を確立します。

(福祉保健局少子社会対策部家庭支援課)

子育て世帯に配慮した住宅の供給促進

子供の事故防止や家事のしやすさなど、子育てに配慮された優良な住宅を認定する「東京都子育て支援住宅認定制度」の普及を図り、質の高い住宅の供給を促進しています。



(住宅政策本部住宅企画部民間住宅課)

手当の支給

子育て家庭（中学校修了前（15歳到達後の最初の年度末）までの児童を養育する家庭）に対しては、児童手当（国）があります。ひとり親家庭に対しては、児童扶養手当（国）、児童育成手当（都）があります。また、心身障害児のいる家庭に対しては、特別児童扶

養手当（国）、障害児福祉手当（国）、重度心身障害者手当（都）、児童育成手当（障害手当）（都）があります。（福祉保健局少子社会対策部育成支援課、心身障害者福祉センター調整課）

医療費などの助成

乳幼児や義務教育就学児、特定の病気にかかっている子供などを対象に、医療費の自己負担分の全部又は一部を助成しています。（福祉保健局保健政策部医療助成課、少子社会対策部家庭支援課）

不妊治療費等の助成

早期に検査を受け、必要に応じて適切な治療を開始するために、不妊検査及び一般不妊治療費用の一部を助成します。また、不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、医療保険が適用されず、高額な医療費が掛かる配偶者間の特定不妊治療（体外受精及び顕微授精）及び特定不妊治療に至る過程の一環として行われる、精子を精巣等から採取するための手術の費用の一部を助成します。（福祉保健局少子社会対策部家庭支援課）

不育症検査費の助成

妊娠はするものの、2回以上の流産や死産、早期新生児死亡などを繰り返し、結果的に子供を持たないとされる、いわゆる不育症について、リスク因子を特定するためにかかる検査費用の一部を助成します。（福祉保健局少子社会対策部家庭支援課）

養育困難児童の受入体制整備事業 新規

子育てで家庭において保護者が新型コロナウイルスに感染し、入院等が必要になった場合でも、安心して療養に専念できる環境を整えるため、養育が困難となった児童の受入体制を整備する区市町村を支援します。（福祉保健局少子社会対策部家庭支援課）

【子育てにやさしい環境づくり】

子供・子育て応援とうきょう事業

子育てで支援に取り組む様々な分野の機関、団体、区市町村と連携・協力し、社会全体で子育てを支援する取組を推進することにより、子供と子育て家庭を応援する機運の醸成を図るため、以下の取組を行います。

- ・東京のポテンシャルを生かした協働の促進
- ・子育て応援ポータルサイト「とうきょう子育てスイッチ」の運用

- ・子育て応援とうきょうパスポート事業
- ・その他、社会全体で子育てを応援する機運を高める取組

HP [とうきょう子育てスイッチ](https://kosodateswitch.jp/)
<https://kosodateswitch.jp/>
子育て応援とうきょうパスポート運営サイト
<https://kosodate.pass.metro.tokyo.lg.jp/>



（福祉保健局少子社会対策部計画課）

子供が輝く東京・応援事業

社会全体で子育てを支えるため、結婚、妊娠、出産、子育て、学び、就労までのライフステージに応じた取

組を行う NPO 法人や企業等の活動を支援します。（福祉保健局総務部企画政策課）

子育て家庭の外出環境の整備 〔赤ちゃん・ふらっと〕事業

「赤ちゃん・ふらっと」は、乳幼児を連れての方が安心して出かけられるよう整備された、授乳やおむつ替え等ができるスペースの愛称です。



（赤ちゃん・ふらっと適合証）

「赤ちゃん・ふらっと」を設置した区市町村や事業者は、都が交付する適合証を利用者に分かりやすい場所へ掲示します。

現在、都立施設、児童館等の公共施設や、百貨店・ショッピングセンター等の民間施設に数多く設置されています。

以下のホームページで「赤ちゃん・ふらっと」の設置施設を紹介しています。

HP <https://kosodateswitch.jp/flat/>
（子育て応援とうきょう会議 HP「とうきょう子育てスイッチ」）
<https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kodomo/kosodate/akachanflat.html>（東京都福祉保健局 HP）
◇ 1,543 施設（令和 3 年 2 月 1 日現在）

（福祉保健局少子社会対策部家庭支援課）

【健全育成】 学童クラブ

小学生に対し、授業終了後などに余裕教室・児童館などを活用して適切な遊びや生活の場を提供し、健全な育成を支援しています。

◇ 1,907 か所（令和 2 年 7 月 1 日現在）
（福祉保健局少子社会対策部家庭支援課）

都型学童クラブ事業

午後 7 時以降までの開所時間延長や常勤の放課後児童支援員の配置など、サービスを拡充する学童クラブの運営を支援します。

また、都型学童クラブと放課後子供教室を一体的に実施する取組を推進する事業を実施しています。

（福祉保健局少子社会対策部家庭支援課）

児童館

地域の子供たちに遊び場を提供し、遊びの指導や子供会などの活動の育成も行っています。

また、シニア世代の特技や知識を活用して中高生向けプログラムを充実させる取組も推進します。

◇ 592 か所（令和 2 年 10 月 1 日現在）
（福祉保健局少子社会対策部家庭支援課）

放課後居場所緊急対策事業

待機児童解消までの緊急的な措置として、児童館、公民館等の既存の社会資源を活用することにより、学童クラブの利用申込みをしたにもかかわらず利用できない児童の安全・安心な居場所を提供します。

（福祉保健局少子社会対策部家庭支援課）

子供・家庭に関する相談

児童相談センター・児童相談所の設置や区市町村における子供家庭支援センター・地域子育て支援拠点事業（子育てひろば）への支援を行っています。
（福祉保健局少子社会対策部家庭支援課・各児童相談所）

児童相談センター・児童相談所

児童相談所では、原則18歳未満の子供に関する様々な相談に応じ、必要に応じて子供の一時保護や、家に閉じこもりがちな子供へのメンタルフレンドの派遣などを行っています。

◇10か所（都立）、4か所（区立）（P.95 参照）

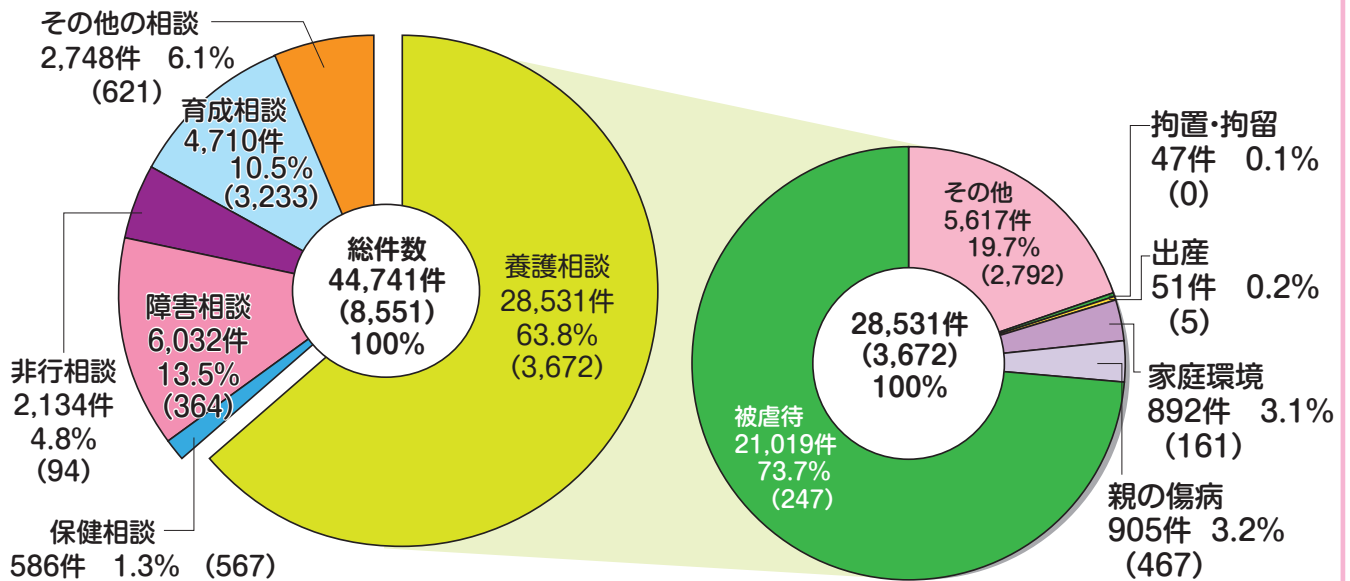
※世田谷区、江戸川区、荒川区及び港区。令和3年度中に中野区も設定予定

子供家庭支援センター

子供家庭支援センターでは、子供本人や子育て家庭のあらゆる相談に応じるほか、地域の子供と家庭に関する総合的な支援を行っています。

◇60区市町村（令和2年12月現在）（P.96、97 参照）

■令和元年度東京都児童相談所相談別受理状況



資料：東京都児童相談所「児童相談所のしおり」

子育てひろば事業（地域子育て支援拠点事業）

区市町村が身近な地域で親子の集いの場を提供し、子育てに関する相談や講座の開催などを行っています。

◇1,016か所（令和2年9月1日現在）

子供の権利擁護専門相談

子供からの相談をフリーダイヤルの電話で受け、深刻な権利侵害事例について、子供の権利擁護専門員が事実関係の調査や関係機関との調整などを行います（P.96 参照）。

（児童相談センター事業課）

児童相談体制の強化

虐待相談受理件数は、平成10年度には714件でしたが、令和元年度は21,019件となっており、相談内容も、深刻なものが多くなってきています。児童虐待を未然に防止するために、児童相談所の体制を強化するとともに、関係機関との連携を図っています。

（福祉保健局少子社会対策部家庭支援課、各児童相談所）

児童相談所の体制・機能強化

○児童相談所の人材育成機能の強化

児童相談所の人材育成機能を強化し、児童相談所におけるケースワーク対応力を向上させるとともに、子供家庭支援センターや保健所等の虐待対応力向上を強化します。

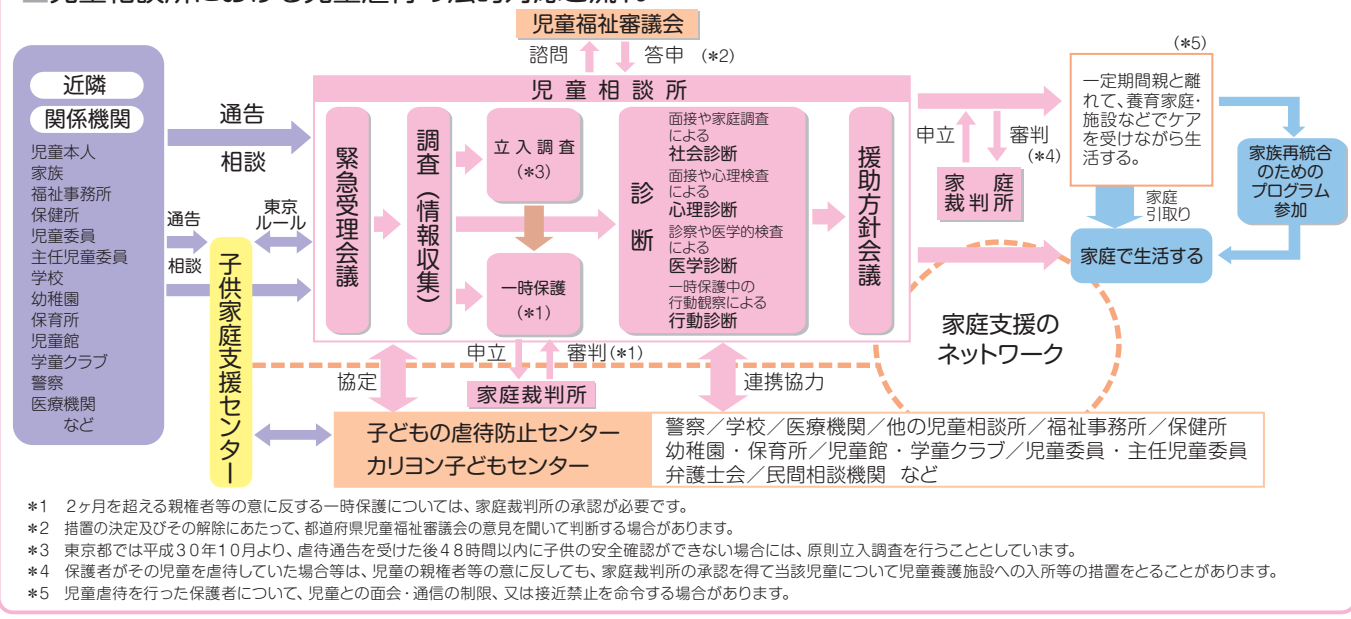
○虐待対策班の設置

各児童相談所に虐待対策班を設置して、虐待ケースの初期対応を強化しています。

○家庭復帰促進事業

各児童相談所に家庭復帰支援員を配置し、児童虐待などにより施設などに入所した児童について、家庭環

■児童相談所における児童虐待の法的対応と流れ



■東京都子供への虐待の防止等に関する条例

社会全体で虐待の防止に関する理解を深め、その防止に関する取組を推進し、虐待から子供を断固として守ることを目指し、東京都、都民、保護者等の責務などを規定した条例を施行しました。

【施行日】平成31年4月1日

<p><総則></p> <ul style="list-style-type: none"> ○目的・定義・基本理念 ○都、都民、保護者及び関係機関等の責務(体罰等によらない子育ての推進及び保護者による体罰等の禁止・健診受診の勧奨に依る保護者の努力義務を含む。) 	<p><虐待の未然防止></p> <ul style="list-style-type: none"> ○妊娠、出産及び子育てについて相談しやすい環境の整備 ○予期しない妊娠に至らないための啓発活動 など 	<p><虐待の早期発見及び早期対応></p> <ul style="list-style-type: none"> ○子供を守ること及び家庭への支援の契機である虐待通告 ○子供の安全確認措置 ○児童相談所等の調査 ○連携・情報共有 など
<p><虐待を受けた子供とその保護者への支援等></p> <ul style="list-style-type: none"> ○虐待を受けた子供に対する支援 ○虐待を受けた子供の保護者に対する必要な指導及び支援 	<p><社会的養護等></p> <ul style="list-style-type: none"> ○虐待を受けた子供の社会的養護の充実を図るための、里親等への委託の推進等 ○社会的自立のための必要な支援 など 	<p><人材育成等></p> <ul style="list-style-type: none"> ○虐待の防止に関する専門的な知識及び技術を有する職員の育成 ○虐待死亡事例等の検証 ○虐待の防止に関する施策の実施状況の公表 など

境の改善や家庭復帰に向けての取組を行い、早期家庭復帰の促進を図っています。

○通年開所

児童虐待相談に迅速に対応するため、児童相談センターで、土・日・祝日(年末年始を含む。)の相談窓口を設置し、365日切れ目のない緊急相談体制を確保しています。

○弁護士の配置

各児童相談所に非常勤弁護士を配置するとともに協力弁護士を登録し、法的な見地から職員への助言などを行っています。

○協力医師制度

法医学等の専門的知識・経験を有する医師を、協力医師として指定し、身体的虐待が疑われる外傷等について、法医学等の見地からの意見・診断を得ることにより、虐待相談への的確な対応を図ります。

児童相談所の人材確保事業

新規

児童相談所の人材確保を図るため、独自の職員採用

ホームページの開設や、SNSを活用した効果的な広報を行うとともに、職員用民間アパートの借上げ等の処遇改善を実施します。

児童相談所情報標準化・人材育成事業

精度の高い虐待リスク判定を可能とするプログラムを開発し、児童虐待の未然防止・早期発見及び児童福祉司等の人材育成を図ります。

児童相談所における外部評価

一時保護所の施設運営の質の向上を図るため、外部機関からの評価を実施するとともに、相談部門への外部評価を試行実施します。

一時保護所における第三者委員の活動

一時保護所入所中の児童の権利擁護と一時保護所運営の質の向上を図ることを目的として、第三者委員による児童への面談等を実施します。

要支援家庭の早期発見・支援に向けた取組

○母子健康手帳交付時や新生児訪問時等の機会を活用して、支援が必要な家庭の早期発見を図り、保健所の個別支援や子供家庭支援センターで実施するサービスなど、適切な支援につなげる区市町村の取組を促進します。

○地域の学校や子育て支援施設等の関係機関を巡回・支援するチームを設置し、課題や不安を抱える家庭等の情報収集を行い、早期に必要な支援につなげる取組を行う区市町村を支援します。

未就園児等全戸訪問事業

未就園児等のいる家庭への訪問による安全確認を行う区市町村を支援し、児童虐待の早期発見・早期対応を図ります。

サポートコンシェルジュ事業

新規

乳幼児健診未受診児や未就園児等の家庭への訪問等により把握した見守り等が必要な家庭について、関係機関との連携等により継続的に状況を把握し、必要に応じて適切な支援につなげる区市町村を支援します。

区市町村の児童虐待対応力向上に向けた支援

区市町村における児童虐待への対応力向上を支援するため、区市町村が設置する子供家庭支援センターに虐待対策コーディネーターを配置し、虐待ケースの適切な進行管理や関係機関との連携強化を図るとともに、児童人口に応じた虐待対策ワーカーの増配置を行い、虐待ケースに適切に対応できる体制の確保を図ります。

子供家庭支援センター地域支援力強化事業

経験豊富な虐待対策ワーカーの配置に対する支援や、区市町村の要保護児童対策地域協議会のきめ細かな実施に向けた事務支援、平日夕方や休日の相談体制

の確保に向けた支援を通じて、子供家庭支援センターの更なる体制強化を図ります。

(福祉保健局少子社会対策部家庭支援課)

医療機関における虐待対応力強化

医療機関における虐待対応力の強化を図るため、児童相談所による院内の虐待対策委員会(CAPS)の立ち上げ支援や、児童虐待に関する医療従事者向けの研修を実施しています。

また、CAPS設置病院の連絡会など、児童虐待の防止や適切な対応に向け、医療機関との連携強化のための取組を行っています。

東京都要保護児童対策地域協議会

要保護児童等の早期発見及び適切な保護を図るため、関係機関の円滑な連携・協力を確保することを目的として、児童福祉法に基づき、代表者会議、関係者会議及び専門会議からなる東京都要保護児童対策地域協議会を設置・運営しています。

LINE相談「子ゴコロ・親ゴコロ相談@東京」

児童虐待を防止するため、LINEを活用した相談窓口を設置することで、児童及びその保護者がよりアクセスしやすい相談体制を整備しています(P.96参照)。

(福祉保健局少子社会対策部計画課)



友だち追加用二次元コード

子供アドボケイト検討委員会の運営

新規

将来的な子供アドボケイト(意見表明支援員)の仕組みの本格実施を見据え、検討委員会を立ち上げ、意見表明員の確保や育成等について、事業実施上の課題分析と効果検証を行います。

(福祉保健局少子社会対策部計画課)

社会的養護の拡充

被虐待児をはじめ、社会的養護を必要とする子供は、現在約4千人おり、多くは児童養護施設などで生活をしています。しかし、そうした子供たちの抱える問題が年々深刻化している状況にあることから、一人ひとりの個別支援を充実する必要があります。

東京都は、令和2年3月に「東京都社会的養育推進計画」を策定しました。本計画に基づき、社会的養護を必要とする子供たちが家庭と同様の養育環境において養育され自立できるよう養育家庭等委託や特別養子縁組に関する取組を推進するとともに、児童養護施設等の小規模かつ地域分散化、ケアニーズが高い児童に対する専門的ケアの充実及び多機能化に向けた取組や、社会的養護のもとで育つ子供たちの自立支援を図ります。

(以下に記載の施設数等については、特別区管轄分を含みます。)

(福祉保健局少子社会対策部育成支援課)

家庭と同様の環境における養育の推進

養育家庭などの里親登録者数や委託児童数の拡大を図ります。また、里親の養育力向上のための研修や、里親交流会等を実施します。

養育家庭(里親)

養子縁組を目的とせず、一定期間子供を家庭に迎えて養育します。

◇631家庭

(令和2年12月現在)



専門養育家庭

専門的ケアを必要とする被虐待児・障害児・非行等の問題を有する児童を家庭に迎えて養育します。

専門養育家庭としての登録には、一定の要件を満たすと同時に専門養育家庭研修の修了が必要です。

◇15家庭(令和2年12月現在)

親族里親

両親が子供を養育できない場合に扶養義務のある親族が里親となり子供を養育します。

◇12家庭(令和2年12月現在)

養子縁組里親

養子縁組を前提として、子供を養育します。
◇ 374 家庭（令和2年12月現在）

里親支援機関事業

社会的養護を必要とする児童の里親への委託を推進するため、児童相談所が行う里親委託・支援業務を補完する専門機関を設置し、里親制度の普及啓発や里親に対する相談支援及びトレーニング、自立に向けた相談援助、解除後の支援等を行っています。

フォスタリング機関 （里親養育包括支援機関）事業

社会的養護を必要とする児童の里親への委託をより一層推進するため、里親のリクルート及びアセスメント、里親登録前後及び委託後における里親に対する研修、子供と里親のマッチング、里親委託中における里親養育への支援、里親委託措置解除後における支援に至るまでの一貫した里親支援を行う専門機関（フォスタリング機関）を設置します。

新生児委託推進事業

家庭で適切な養育を受けられない新生児を対象として、養子縁組が最善と判断した場合には、できるだけ早期に里親子を結び付けられるよう、養子縁組里親の養育力向上のための研修や新生児と養子縁組里親の交流支援を行うことにより、新生児委託を推進します。

養育家庭等自立援助事業

養育家庭等を満年齢解除となった児童への自立支援の充実を図るため、養育家庭等から元里子への生活相談などの自立に向けた援助に対し、補助を行います。

里親委託交流経費補助事業

委託候補児童と交流中の養育家庭等の負担を軽減するため、交通費等の経費を補助します。

小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）

一定の要件を備えた養育者の住居において、5人又は6人の子供たちを養育します。

児童養護施設等を設置する法人等が事業者となるファミリーホームの設置促進を図るため、職員体制の充実を図ります。

◇ 31 ホーム（令和2年12月現在）

里親養育専門相談事業（里親子のサポートネット）**新規**

チーム養育の中で調整できなかった課題や疑問について、専門相談員が第三者の立場から調整する相談窓口を設置することで、子供の利益を守るとともに、権利擁護を図ります。

民間養子縁組あっせん事業者の許可・運営指導

民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護を図り、適正な養子縁組のあっせんを促進するため、養子縁組あっせん事業を行う者に対する許可審査や、業務の適正な運営を確保するための指導等

を行います。

◇ 5 事業者（令和2年12月現在）

（福祉保健局少子社会対策部育成支援課）

【施設養護】

児童養護施設

保護者がいない子供、虐待されている子供などを養護し、生活・学習などの支援を行います。

◇ 64 か所（令和2年12月現在）

専門機能強化型児童養護施設の設置

児童虐待等、深刻な問題が増加している中、施設に入所する子供の支援体制の充実を図るため、児童養護施設に精神科医・治療指導担当職員を配置し、「専門的ケア」等を行う専門機能強化型児童養護施設を展開します。また、ユニットケア形態で運営を行っている施設に対して「個別支援」を充実するため職員加算を実施します。

◇ 42 か所（令和2年12月現在）

児童養護施設の小規模化（整備）

施設内における小規模化を積極的に進め、養育単位の小規模化を図り、家庭的な環境の中で、きめ細かな支援を実施します。

養護児童グループホーム

児童養護施設に入所している子供のうち、6人程度を施設から独立した家屋において、家庭的な環境の中で養育します。

◇ 162 ホーム（令和2年12月現在）

グループホーム・ファミリーホーム 設置促進事業

社会福祉法人等がグループホーム・ファミリーホームを設置する際のグループホーム・ファミリーホームの職員への支援体制を強化することにより、家庭的な環境の整備を促進します。

フレンドホーム制度

児童養護施設等で生活している子供を、学校の休みの期間などに家庭に受け入れ、家庭での生活を体験させています。

◇ 426 家庭（令和2年12月現在）

連携型専門ケア機能モデル事業

都立児童養護施設（石神井学園）において、生活支援・医療・教育を一体的に提供する「連携型専門ケア機能」の試行を行い、虐待による重篤な症状を持つ児童等に対する支援を充実します。

施設と地域との関係強化事業

児童養護施設等において、シニア世代・シニア予備群を様々な家事・養育等を担う人材として活用し、入所児童支援の充実、高齢者等の活躍促進及び施設と地域との関係強化を図ります。

乳児院

養護が必要な乳幼児を対象とし、精神発達の観察指導、授乳、食事、入浴、健康診断などを行います。
◇ 11 か所（令和2年12月現在）

乳児院の家庭養育推進事業

乳児院において、専門的な養育機能を強化することにより、虐待等により問題を抱える児童の心身の回復支援や保護者への育児相談を実施し、児童の家庭復帰を促進します。

また、家庭復帰が難しい児童に対しては、里親子の交流支援等を強化し、里親委託を推進します。
◇ 9 か所（令和2年12月現在）

児童自立支援施設

不良行為を行う、又は行うおそれのある子供や家庭環境などの理由により生活指導を要する子供が入所し、生活指導、学習指導、職業指導などを通じて、心身の健全な育成と自立を目指します。
◇ 2 か所（都立）（令和2年12月現在）

自立援助ホーム

義務教育終了後、児童養護施設を退所した児童などが共同生活をし、自立した生活を送れるよう、就職や生活についてのきめ細かな相談・指導などを行っています。
◇ 18 か所（令和2年12月現在）

ジョブ・トレーニング事業（自立援助ホーム）

自立援助ホームに入居中又は退居した児童の就労支援及び定着支援を手厚く行える体制を整備し、自立に向けての支援を強化します。
◇ 4 か所（令和2年12月現在）

自立支援強化事業

児童養護施設に、児童の施設入所中の自立に向けた準備から施設退所後のアフターケアまで総合的な自立支援を担う自立支援コーディネーターを配置します。
◇ 57 か所（令和2年12月現在）

ふらっとホーム事業

施設等を退所した者が社会に出た後に、就労等でつまずいたり、生活上の悩みを抱えたりした場合に、気軽に相談できるよう、就職等の相談ができる場や、同じ悩みを抱える者同士が集える場を提供し、支援します。
◇ 2 か所（令和2年12月現在）

児童養護施設の退所者等の就業支援事業

児童養護施設の退所者等に対し、相談支援、就職活動支援や就職後のフォローアップを行うなど、自立に向けた支援を行います。

児童養護施設等における感染防止対策等事業 **新規**

新型コロナウイルス感染症への対策を講じながら必要なサービスを継続的に提供するため、児童養護施設等に対し、環境整備や感染症対策の取組徹底による業務量の増加への対応経費等を支援します。

青少年・若者の自立支援のために

東京都では、行政・警察・学校・地域などが緊密に連携して、青少年・若者の自立支援のための取組を行っています。

若者の就業・就学の支援

雇用就業施策では、都が運営する東京しごとセンターで、フリーター等に対する就業支援を行っています（P.97 参照）。

また、社会的・職業的自立に向けて、中学生の職場体験、高校生のインターンシップ等を推進しています。（産業労働局雇用就業部就業推進課、教育庁指導部義務教育指導課・高等学校教育指導課、生活文化局都民生活部地域活動推進課）

東京都若者総合相談センター「若ナビα」

人間関係、仕事の事、孤独や不安、非行等の悩みを抱える若者やそのご家族等を対象とした無料相談窓口です。

メール相談

- ◆ パソコン・スマートフォンから相談する場合
<https://www.wakanavi-tokyo.metro.tokyo.lg.jp/>
- ◆ 携帯電話から相談する場合
<https://www.wakanavi-tokyo.metro.tokyo.lg.jp/m/>

電話相談 ちやもや 03-3267-0808

毎週月～土曜日（年末年始を除く。）
午前11時から午後8時まで

LINE 相談 アカウント「相談ほっとLINE @東京」
対応日時は電話相談と同じ

面接相談 完全予約制

まずは、電話、メール、LINE にて相談ください。
その後、ご本人やご家族からの申し出や相談員の判断により、面接相談の予約をいたします。

※都内に在住し、日本語以外の言語を主とする若者からも、通訳を介したメール、面接による相談をお受けいたします。（英語、中国語、韓国語）

（都民安全推進本部総合推進部若年支援課）

青少年リスタートプレイス

高等学校を中途退学した方や高等学校での就学経験のない方等、また、進路選択を控えながらも中学校で不登校の状態にある方や小学校で不登校・登校渋りの状態にある方及びその保護者を支援しています。

電話相談 03-3360-4192

毎週月～金曜日（閉庁日・祝日・年末年始を除く。）
午前9時から午後5時まで（東京都教育相談センター）

母子保健・医療の充実

妊産婦や乳幼児健康診査などの母子保健サービスは、各区市町村が提供しています。東京都は、技術的支援や身体障害児・長期療養児に対する療育相談などの専門的・広域的業務を行っています。

また、福祉・保健・医療が一体となって、要支援家庭の早期発見と支援を行うため、関係機関との連携に努めています。
(福祉保健局少子社会対策部家庭支援課)

とうきょうママパパ応援事業

妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援を提供するため、子育て世代包括支援センターの設置促進を図るとともに、妊婦全数面接や育児パッケージ配布・家事育児支援等を行う区市町村の取組を支援します。

東京都出産応援事業～コロナに負けない！～**新規**

コロナ禍において、子供を産み育てる家庭を応援・後押しするため、子育て支援サービスの利用や育児用品等の提供を通じて、経済的負担の軽減を図るとともに、あわせて具体的な子育てニーズを把握し、今後の施策へ反映します。

新型コロナウイルス感染症の**新規** 流行下における妊産婦総合対策事業

○ウイルス検査費用助成

希望する妊婦の分娩前（おおむね妊娠 36 週）の新型コロナウイルス検査実施に係る費用を、1 回に限り 20,000 円を上限に助成します。ご希望の方は、かかりつけ産科医療機関にご相談ください。詳細はホームページへ。

○寄り添い型支援

新型コロナウイルス感染症に感染した妊産婦に対し、助産師・保健師等が電話や訪問等により、様々な不安や悩みをうかがい、専門的なケアや育児に関する助言などを行います。詳細はホームページへ。

HP <https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kodomo/shussan/covid19-ninpushien.html>

けんこう子育て・とうきょう事業

妊産婦や子育て家庭のニーズに応じた、子育てスキルコンテンツを提供し、不安や負担感を軽減する取組を行います。

妊婦健康診査・産婦健康診査・乳幼児健康診査

区市町村が実施する妊婦健康診査や、乳幼児の各成長段階での健康診査、保護者への保健指導、小児神経専門医による発達健診等を支援しています。

先天性代謝異常等検査

先天性代謝異常などの早期発見・早期治療を行い、知的障害などの心身障害を予防するために、協力医療機関において、生後 5～7 日の新生児の血液検査を実施しています。

療育相談

身体の機能に障害のある児童、疾病などにより長期にわたり療養を必要とする児童と家族に対して、保健所では面談・訪問による個別相談や関係機関との連携などにより支援しています。

電話相談「子供の健康相談室」(小児救急相談)

子供の健康・救急に関する相談について、看護師・保健師などが相談に応じます。

また、必要に応じて医師が対応します（電話相談のため、医師が診断をするものではありません。）。

電話 # 8000 又は 03-5285-8898

月～金曜日（休日・年末年始を除く。）

午後 6 時から翌朝 8 時まで

土・日・休日・年末年始

午前 8 時から翌朝 8 時まで

母子保健指導事業

○SIDS（乳幼児突然死症候群）電話相談

赤ちゃんを亡くされたご家族の精神的支援のために、専門職やピアレンダーなどによる電話相談を行っています。

電話 03-5320-4388

毎週金曜日（休日・年末年始を除く。）

午前 10 時から午後 4 時まで

○TOKYO 子育て情報サービス

乳幼児の事故防止や育児不安、急病時の対応策などに関する情報をインターネットで提供しています。

HP https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kodomo/kosodate/info_service/index.html

生涯を通じた女性の健康支援事業

○東京都女性のための健康ホットライン

思春期から更年期までの女性を対象に、思春期の性の悩み・避妊・婦人科疾患・更年期障害等について看護師などが電話又はメールで相談に応じています。

電話 03-5339-1155

月～金曜日（元日を除く。）

午前 10 時から午後 4 時まで

メール ホームページ上の専用フォームに必要事項を入力して送信
福祉保健局トップページ>子供家庭>相談窓口>女性のための健康ホットライン

○東京都不妊・不育ホットライン

不妊・不育に関する悩みについて、経験ある女性ピアカウンセラーが相談に応じています。

電話 03-3235-7455

毎週火曜日（休日・年末年始を除く。）

午前 10 時から午後 4 時まで

○妊娠相談ほっとライン

妊娠・出産に関する様々な悩みについて、看護師などの専門職が電話又はメールで相談に応じています。内容に応じて適切な関係機関の紹介も行います。

また、「妊娠相談ほっとライン」にご相談された方で、一人で医療機関への受診やお住いの区市町村への相談をすることに不安を抱える方を対象に、産科医療機関などへの同行支援や初回産科受診料に対する助成等を行っています。

電話 03-5339-1133

月～日曜日（元日を除く。）

午前 10 時から午後 10 時まで

メール ホームページ上の専用フォームに必要事項を入力して送信
福祉保健局トップページ⇒子供家庭⇒相談窓口⇒「妊娠相談ほっとライン」バナーをクリック
※不妊・不育に関することは、「不妊・不育ほっとライン」で対応します。

○LINE チャットボット「妊娠したかも相談@東京」
「妊娠したかも？」という悩みや疑問に、チャットボット形式でお答えします。「電話やメールで相談するのは少し怖い、勇気がない」という方でも、24時間365日、誰でも気軽に使えます。

アカウントID @ninshin_tokyo

○妊産婦向けオンライン相談窓口

新型コロナウイルス感染症の流行下において、妊産婦の方が抱える不安や悩みに対応するため、助産師がオンラインで相談に応じます。

対応時間：月曜日から日曜日（年末年始を除く。）

月曜日から土曜日は、午前9時から午後7時まで

日曜日及び祝日は、午前11時から午後4時まで

詳細はホームページへ。

福祉保健局トップページ>子供家庭>相談窓口>妊産婦向け助産師オンライン相談

子供の心診療支援拠点病院事業

子供の心の問題に関わる地域の関係者を支援するため、小児総合医療センターを拠点病院として、地域関係者へのスーパーバイズ、医療現場の知見を踏まえた研修事業、広域的な情報発信による都民への普及啓発を行っています。

小児慢性特定疾病にかかっている児童等への支援

医療費の負担軽減を図るため、自己負担分の一部を助成しています。また、自立支援事業の実施により、長期にわたり療養を必要とする児童等の健全育成及び自立促進を図っていきます。

加えて、小児期から成人期にある児童等への適切な医療の提供に関する課題を解決するため、移行期医療支援センターを設置し、支援体制を整備していきます。

子供の事故予防対策

○乳幼児期の事故防止

乳幼児期の事故防止についての情報をホームページに掲載するなど、都民への普及啓発を行っています。

乳児用液体ミルク普及啓発事業

乳児用液体ミルクについて、防災イベント等で普及啓発を行い都民の理解を促進することで、災害時の救済物資としての活用を推進します。

ひとり親家庭への支援

令和2年1月1日現在、都内の母子家庭は約113,900世帯（全世帯の約1.56%）、父子世帯は約23,400世帯（同約0.32%）と推計されています。

東京都は、令和2年3月に「東京都ひとり親家庭自立支援計画（第4期）」を策定し、相談体制の整備や就業支援策、子育て・生活の場の整備、経済的支援策を総合的に展開しています。

なお、相談・支援の窓口は、福祉事務所・支庁などに配置されている母子・父子自立支援員です。

（福祉保健局少子社会対策部育成支援課）

ひとり親家庭支援センター はあと （母子家庭等就業・自立支援センター）

ひとり親家庭に対する就業相談、就業情報の提供、就業支援講習会の実施等一貫した就業支援サービスを提供するとともに、生活相談、養育費相談、面会交流支援、離婚前後の法律相談、離婚前後の親支援講座、ひとり親グループ相談会を行います。

拠点は、飯田橋（はあと、はあと飯田橋）と立川（はあと多摩）にありますので、ご都合の良いセンターをご利用ください。

○ひとり親家庭就業支援

ひとり親家庭やその関係者に対し、相談員が就業支援（無料職業紹介、情報の収集・提供、就業相談、キャリアアップ支援、雇用促進の啓発等）を行い、自立支援を図っています。

〔窓口〕

・はあと飯田橋

電話 03-3263-3451

月・水・金・土・日：午前9時から午後4時30分

火・木：午前9時から午後7時30分

（年末年始は除く。日曜・祝日は電話相談のみ）

・はあと多摩

電話 042-506-1182

月・水・木・土・日・祝：午前9時から午後5時30分

火・金：午前9時から午後7時30分

（年末年始は除く。）

○ひとり親家庭生活相談

ひとり親家庭の様々な生活上の問題について、相談に応じしています。

〔窓口〕

・はあと

電話 03-5261-8687

火・木・金・土・日・祝：午前9時から午後4時30分

月・水：午前9時から午後7時30分

（年末年始は除く。）

・はあと多摩

電話 042-506-1182

○養育費相談・面会交流支援

養育費等に関する相談に応じます。面談等による専門相談は、原則予約制です。

また、離婚等で親子が別居している場合の面会交流に係る支援を行います。

〔窓口〕

・はあと

電話 03-5261-1278

・はあと多摩

電話 042-506-1182

○離婚前後の法律相談

離婚前後の子供を持つ親（未婚等を含む。）を対象として、離婚に伴う様々な法律問題について、家事事件に精通した弁護士による相談を面談等で行います。相談は1時間以内（継続相談は3回まで）、原則予約制です。

〔窓口〕

・はあと

電話 03-5261-1278

・はあと多摩

電話 042-506-1182

○離婚前後の親支援講座

ひとり親の方や離婚前の方に向けて、離婚が子供に与える影響や養育費・面会交流について学ぶセミナーを実施します。

[窓口]

・はあと

【電話】03-5261-1278

○ひとり親グループ相談会

ひとり親の方やひとり親になる前の方が、同じ立場の方と交流や情報交換を行うことのできる「グループ相談会」を開催します。専門家の話を聞いたり、悩みや気になることを話し合います。

[窓口]

・はあと多摩

【電話】042-506-1182

○就業支援講習会

ひとり親家庭の母・父及び寡婦を対象に、就業に必要な知識、技能の習得を図るためにパソコン等の講習会を無料で開催しています。

○相談支援員研修会

相談や支援の活動に必要な自立支援に関する知識、技術等の研修会を行っています。

ひとり親家庭等生活向上事業

ひとり親家庭等が生活の中で直面する課題の解決や児童の精神的安定を図り、地域での生活を総合的に支援します。

○子供の生活・学習支援事業

ひとり親家庭の子供に対し、学童クラブ等の終了後に、基本的な生活習慣の習得支援、学習支援や食事の提供等を行います。

○ひとり親家庭等生活支援事業

生活に関する悩み相談、家計管理・育児等に関する専門家による講習会、高等学校卒業程度認定試験合格のための学習支援等を実施しています。

母子家庭及び父子家庭自立支援給付金事業

母子家庭の母又は父子家庭の父が、就労に結び付きやすい資格を取得するため、以下の支援を行います。

○自立支援教育訓練給付金

教育訓練を受講した場合、その経費の一部を支給します。

○高等職業訓練促進給付金等事業

就労につながる資格取得を目指し、養成機関で修業する場合、「高等職業訓練促進給付金」を支給し、生活の負担の軽減を図ります。

養成機関を修了した際には「高等職業訓練修了支援給付金」を支給します。

ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業

高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の親に対し、入学準備金・就職準備金を貸し付けます。

母子・父子自立支援プログラム策定事業

母子・父子自立支援プログラム策定員が、児童扶養手当受給者（生活保護受給者を除く。）の自立・就労支援のため

に個々の状況・ニーズに応じた自立支援プログラムを策定し、生活保護受給者等就労自立促進事業等を活用し、ハローワーク（公共職業安定所）との連携の下、支援を行います。

ひとり親家庭ホームヘルプサービス

ひとり親家庭になった直後や就労に向けた訓練を受講する場合、親が一時的な病気の場合などで、家事や育児などの日常生活に支障を来している家庭へホームヘルパーを派遣し、食事の世話、育児などを行う事業です。

ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

より良い条件での就職や転職に向けた可能性を広げるため、高校を卒業していないひとり親家庭の親及び子が、高卒認定試験への合格を目指す場合に、講座受講費用の一部を支給します。

ひとり親家庭相談窓口強化事業

就業支援専門員が、ひとり親家庭に対して、職業能力の向上や求職活動等就業についての相談・支援を行います。母子・父子自立支援員と連携し、総合的な支援体制を提供します。

ひとり親家庭等在宅就業推進事業

在宅就業を希望するひとり親等に対し、マッチングサイトの活用等により、在宅就業コーディネーターが在宅業務の相談支援を行います。

養育費確保支援事業

ひとり親家庭の養育費の安定した取得に向け、養育費の立替保証や公正証書の作成に係る支援等を実施する区市町村を支援します。

ひとり親家庭向けポータルサイト

「シングルママ・シングルパパ暮らし応援ナビ Tokyo」

本サイトでは、ひとり親の方やひとり親になるかもしれない方に、役立つ情報を無料でお届けしています。（スマートフォンやパソコンからご覧いただけます。）

ひとり親家庭等に向けた支援制度の紹介のほか、お悩みFAQやコラム、ひとり親に役立つセミナー・イベント情報などを掲載します。

【HP】 <https://www.single-ouen-navi.metro.tokyo.lg.jp/>

ひとり親家庭等医療費の助成

ひとり親家庭等を対象に医療費の自己負担分の一部を助成しています。（福祉保健局保健政策部医療助成課）

母子及び父子福祉資金の貸付

母子家庭及び父子家庭の経済的自立とその扶養している子供の福祉増進を図るため、修学資金・生活資金・転宅資金・事業開始資金など12種類の資金を無利子又は有利子で貸し付けます。

母子生活支援施設

母子ともに保護し、自立促進のためにその生活を支援する入所施設です。

また、この中には、緊急に保護が必要な母子を一時的に保護する施設もあります。

◇ 33 か所（令和3年4月現在）

手当の支給

再掲（P.8 参照）

住宅セーフティネット制度

（P.30 参照）

都営住宅

都営住宅募集の抽せん方式では、当せん確率が一般世帯より7倍高くなる制度があります。

また、住宅困窮度の高い人から順に募集戸数分までの方を入居予定者とするポイント方式があります。

なお、令和元年11月募集より、若年夫婦・子育て世帯向の定期使用住宅（入居期限：10年又は子供が高校修了期を迎えるまで）及び毎月募集（毎月中旬頃にホームページで募集掲載）についても申込みができるようになりました。

また、令和2年2月より多摩地域の一部住宅について、いつでも申込みができる随時募集を行っております。

（住宅供給公社都営住宅募集センター）

女性福祉

夫の暴力、その他様々な女性の悩みの相談については、東京都女性相談センター、東京ウィメンズプラザ（生活文化局）、福祉事務所等で相談に応じています。女性相談センターと東京ウィメンズプラザは、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」の「配偶者暴力相談支援センター」としての機能を担い、配偶者暴力被害者支援の中心的役割を果たしています。

また、女性相談センターは、「ストーカー行為等の規制等に関する法律（ストーカー規制法）」においてストーカー被害者に対する支援を行う施設のひとつとして位置付けられ、適切な支援に取り組んでいます。

このほか、女性相談センターの運営と、婦人相談員の配置、婦人保護施設の運営、自立支援のための資金の貸付けなどを行っています。

東京都女性相談センター

緊急の保護や自立のための支援が必要な女性の相談に応じ、助言・援助・一時保護を行う施設として都が設置しています。一時保護は、原則、福祉事務所等からの依頼により行います（P.96 参照）。

配偶者暴力相談支援センター

配偶者等からの暴力被害者に対して、相談、情報提供、一時保護等を行います。都では、女性相談センターと東京ウィメンズプラザ（生活文化局）が役割分担の下に連携して支援を行っています（P.96 参照）。

婦人相談員

女性相談センターや区市の福祉事務所等において、支援を必要とする女性の様々な相談に応じています。

（女性相談センター）

婦人保護施設

自立のための支援を要する女性が入所し、就労や生活に関する支援等を行う施設です。都内5か所（定員230人）

（女性相談センター）

女性福祉資金の貸付

配偶者のいない女性などの経済的自立と福祉増進を図るため、修学資金・生活資金・転宅資金・事業開始資金など11種類の資金を無利子又は有利子で貸し付けます（一部所得制限あり）。

（福祉保健局少子社会対策部育成支援課）

若年被害女性等支援事業

暴力被害等の困難を抱えた若年女性に対して、アウトリーチによる相談支援や居場所の確保等を行う民間団体と連携し必要に応じて公的機関につなぎます。

（福祉保健局少子社会対策部育成支援課）

